

財団法人行方市開発公社寄附行為

財団法人 行方市開発公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 行方市開発公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、茨城県行方市玉造甲1234番地に置く。

(目 的)

第3条 公社は、行方市の総合計画に基づく市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、工業生産基盤等の開発整備を行い地域振興事業を推進するとともに、市民福祉に係る施設等の設置及び管理運営を行い、もって豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2章 業 務

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 工業用地の取得、造成、管理、処分及び斡旋
- (2) 住宅用地、その他の公共用地及び観光レジャー用地の取得、造成、管理、処分及び斡旋
- (3) 公共施設の管理及び運営業務の受託
- (4) 飲食店の経営
- (5) 玩具、文具、観光土産品の販売
- (6) 調査業務等の実施
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 会社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の定数の4分の3以上の同意を得、かつ茨城県知事の承認を得てその一部を処分し、またはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は運用財産をもって充てる。

(予算及び決算)

第10条 会社の収支予算は、会計年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は会計年度終了後2箇月以内に、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第11条 年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に繰入れるものとする。ただし、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を翌年度に繰越すことができる。

(会計年度)

第12条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び評議員

(種別及び選任)

第13条 この公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上12人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 役員は、評議委員会において選任する。
 - 3 理事会は、互選により理事長、副理事長及び常務理事各1人を定める。
 - 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長はこの公社を代表し、公社の業務を統括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常務理事は理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理し理事長、副理事長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は民法(明治29年法律第89号)第59条(第4号を除く)の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員再任は妨げない。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に役員としてふさわしくない行為があった場合は、理事会及び評議委員会において定数の4分の3以上の理事又は評議員の同意により解任することができる。

- 2 前項の規定により解任しようとする役員には、その解任の議決を行う理事会及び評議委員会において弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第17条 この公社に評議員10人以上12人以内を置く。

- 2 評議員は理事会で選出し理事長が任命する。
- 3 評議員は理事又は監事を兼ねることはできない。
- 4 評議員は、評議委員会を構成し、この寄附行為に別に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、及び理事長に対し必要と認める事項について助言する。

- 5 評議員には、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、第15条及び第16条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 公社の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(職員の任命)

第19条 事務局には、所要の職員を置き、これらの職員は、理事長が任免する。

第6章 会議

(種類)

第20条 この公社の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他公社の運営に関する重要な事項

2 次に掲げる事項については、理事会はあらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分若しくは担保の提供
- (4) その他理事長が付議した事項

(開催)

第23条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第24条 会議は、理事長が招集する。

2 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席評議員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 会議は、理事又は評議員の定数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めがあるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は理事又は評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のために会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事若しくは他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において書面表決者又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の定数及び現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、出席理事又は評議員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事の定数の4分の3以上の同意を得、かつ茨城県知事の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の定数の4分の3以上の同意を得、かつ茨城県知事の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ茨城県知事の許可を得て行方市に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第32条 この寄附行為の施行細則について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第22条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、茨城県知事の設立の許可があった日から平成4年3月31日までとする。
5. この寄附行為は、平成 8年2月14日から施行する。
6. この寄附行為は、平成12年3月31日から施行する。
7. この寄附行為は、平成17年9月 2日から施行する。